

# 議会改革推進会議会議録

平成26年11月14日

亀山市議会

## 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成26年11月14日(金) 午後3時40分～午後3時55分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員  
会 長 前 田 稔  
副 会 長 鈴 木 達 夫  
今 岡 翔 平 西 川 憲 行 高 島 真  
新 秀 隆 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦  
豊 田 恵 理 福 沢 美 由 紀 森 美 和 子  
岡 本 公 秀 宮 崎 勝 郎 前 田 耕 一  
中 村 嘉 孝 服 部 孝 規 小 坂 直 親  
櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 高野利人 新山さおり
- 6 案 件 1 亀山市議会改革推進会議規程の一部改正について  
2 その他
- 7 経 過 別紙のとおり

午後3時40分 開 会

○会長（前田 稔君）

ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

それでは、まず、亀山市議会議会改革推進会議規程の一部改正について事務局から説明いたさせます。渡邊室長。

○議会議務局員（渡邊 靖文君）

それでは、お手元の亀山市議会議会改革推進会議規程案をご覧くださいと思います。

今回、第1条でございますが、議会基本条例を9月定例会におきまして、議長の責務と委員長長の責務を追加をしておりますので、条文が2条ずれてきております。ですので、前回、引用が19条であったのを21条に改めてございます。

それから、第8条をご覧くださいと思います。検討部会員はこれまで7人でしたが、今回、ここを6人に改めてございます。それから部会員のところでございますが、これまでは、会派所属人数によって按分方式をとっておりました。今回からは、各会派から1人を選出するというかたちで第9条第1項を改めております。それから、前は按分方式でしたので、定数を超える場合、または、定数に満たない場合の規定がございましたがその辺はすべて削除いたしました。そして、項を全部つめまして、第2項に部会員の任期は2年とし、再任を妨げない、それから、第3項におきまして、補欠により就任した部会員の任期については、前任者の在任期間とするという形で、次の第2項、第3項をつめてございます。

それから、一番最後の附則の部分ですが、推進会議規程は、この推進会議におきましてご承認いただきましたら、公表の日から施行と考えております。以上でございます。

○会長（前田 稔君）

ありがとうございます。

以上のような内容で改正することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（前田 稔君）

それでは、このように一部改正を行い、本日から施行することといたします。

次に、検討部会員についてですが、先ほどご確認いただきました議会改革推進会議規程により、各会派から1名選出することとなり、代表者会議において、ご覧のとおり、部会員の報告がありました。

この後、検討部会を開催し、部会長、副部会長の互選を行っていただきます。

次に、その他の項でございますが、その他、何かご意見等ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○会長（前田 稔君）

なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午後3時55分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 26 年 11 月 14 日

議会改革推進会議 会長 前 田 稔